

第7章 定員を超えた場合の入所優先順位の付け方

1 当初受付期間中の入所申込者

入所申込者が定員を超えた場合は、「3 生活クラブ入所選考基準」（以下「入所選考基準」という。）に則り各申込者について指数換算を行い、その結果によって入所選考を行うものとする。

当該優先順位については、「基本指数」及び「調整指数」の合計数で決定し、合計数が高い児童の入所を優先させる。

$$\text{基本指数} + \text{調整指数} = \text{合計}$$

当該指数換算の対象となる保護者が複数いる場合、原則として各保護者において指数換算を行い、最も低いポイントをもって申込者の指数とする。

なお、年度途中（4月2日以降）からの入所を希望する保護者から当初受付期間中に申込みがあった場合は、以下の「【年度途中（4月2日以降）からの入所】」と同様に取り扱う。

2 当初受付期間後の入所申込者

【当初（4月1日）からの入所】

当初受付期間中に入所申込した児童の後に受付順に入所優先順位を付ける。

ただし、やむを得ない事情（転入者、世帯の変更、保護者の入院等）により申込みの必要が生じたと指定管理者が判断した場合に限り、例外的に次のとおり取り扱う。

◎やむを得ない事情により申し込みができなかった場合の取扱い

状 況	取 扱 い
当初受付期間後～当初入所決定を行うまでの間に申し込みがあった場合	当初受付期間中に申込みがあったものとみなし、入所選考基準に則り選考を行う。
当初入所決定後に申し込みがあった場合	当初受付期間中に申込みをした児童の後に受付順に順位をつける。

【年度途中（4月2日以降）からの入所】

欠員が生じる都度、その時点で入所を希望している保留児童全員で入所選考基準に則り選考を行う。

3 生活クラブ入所選考基準

①「基本指数」

各保護者を、下記「①就労(A+B)」「②就労(その他)」「③介護・看護」「④疾病」「⑤障害」「⑥出産」「⑦災害」「⑧その他」の8区分にあてはめ、その区分における現況によって指数を選択する。これが基本指数となる。

「①就労」については、「A勤務日数」及び「B終業+通勤時間」の合計ポイントを基本指数とする。

区分		現況	指数
①就労（A＋B）	A勤務日数	月 20 日以上(週 5 日以上)	10
		月 16 日以上 20 日未満(週 4 日以上)	9
		月 12 日以上 16 日未満(週 3 日以上)	7
		月 12 日未満	4
	B 終業+通勤時間	6 時 01 分～6 時 30 分	10
		5 時 31 分～6 時 00 分	9
		5 時 01 分～5 時 30 分	8
		4 時 31 分～5 時 00 分	6
		4 時 01 分～4 時 30 分	4
		3 時 31 分～4 時 00 分	3
		3 時 01 分～3 時 30 分	2
		3 時 00 分まで	1
②就労(その他)		内職、ポスティングなど出来高払い制の業種	10
③介護・看護		自宅外介護・看護（施設入所・長期入院等は除く）	①に準ずる
		自宅内介護・看護	16
④疾病		入院療養中	20
		自宅療養中(常時臥床)	20
		自宅療養中(その他)	18
⑤障害		身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳 1/2 級又は療育手帳④/A/B	20
		身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳 3 級又は療育手帳 C	18
⑥出産		出産の場合	18
⑦災害		震災、風水害、火災、その他の災害により自宅が損壊し、長期にわたり、復旧にあたる場合	23
⑧その他		求職中(ひとり親世帯に限る)	15
		求職中（上記以外）	7

※ ①就労(A+B)の通勤時間について、児童状況書に記載している時間とする。

※ ひとりが複数の区分に該当する場合でも、適用は1区分とし、指数が高い方を採用する。ただし、就労(①)と介護・看護(③)に該当する場合のみ、介護・看護に費やす日数・時間を就労に加算したものを基本指数とする。例えば、週4日勤務し、勤務日以外の日中を介護・看護に費やしている場合は、「月20日以上(週5日以上)勤務」として扱う。

※ 保護者が就職等のために学校に通学している場合、就労に準じるものとする。

※ 所定労働時間が無い就労については、別途過去のシフト表を提出してもらうなど実績を参考とし、基本指数を選択する。

※ 「③介護・看護_自宅外介護・看護」とは、保護者の実家等が他所にあり、当該場所での介護・看護が必要な場合などを想定している。

②「調整指数」

調整指数とは、世帯の現況によって指数換算を行うものである。

下記それぞれの「項目」について、あてはまるものを選択し、当該指数の合計によって調整指数とする。なお、「項目」につき、「現況」の選択は1つとする。

項目	現況		指数
児童の学年	1年生		11
	2年生		8
	3年生		6
	4年生		3
	5年生		2
	6年生		1
世帯	両親不在世帯(基本指数は祖父母等で判定)		3
	ひとり親世帯		2
	単身赴任世帯(6ヶ月以上)		1
在宅の親族	在宅の親族(成人)がいない(1～3年生)		1
生活保護世帯	生活保護受給世帯(就労による自立支援につながる場合等)※1		1
児童	障害がある児童(1～3年生)		5
	障害がある児童(4～6年生)	4年生	3
		5年生	2
		6年生	1
兄弟姉妹	兄弟姉妹(多胎で生まれた者を含む)で同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合 ※2		1
保護者	育児休業を終了した場合 ※3		1
資格	保育士、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童支援員及び補助員として、所沢市内の認可保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブに就労(資格取得予定、勤務予定含む) ※4		1
その他	その他の事情で、児童の保育を特に考慮しなければならない場合		適宜

※ 「その他、児童の保育を特に考慮しなければならない場合」とは、児童の現況において、配慮すべき事項が基本指数及び調整指数に反映されず、当該事項が明らかに児童の放課後の安全安心を脅かす状況をいう。なお、指定管理者は当該「適宜」を適用したときは、その理由及び指数を文書に記録し、入所決定の前に青少年課に報告する。

(適宜を適用する場合の具体例)

- ・虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・関係機関によって保育の必要が認められ、特別な依頼があった場合
- ・保育の必要性は高いものの、基本指数の適用が困難な場合

※ 以下「※1～4」は雇児総発0920第2号平成28年9月20日『放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について』に基づく技術的助言によるものである。

※1「生活保護世帯」とは、P19「基本指数」の『①・②・⑧求職中』該当者のみとする。

※2「兄弟姉妹」については、第二子以降加点する。（第一子とは、条例上兄弟姉妹で一番下の児童）但し、第一子が多胎の場合、第一子を含む多胎数で除するものとする。

【例】①第一子（1年）・第二子（4年）・第三子（6年）の場合

第一子「0」・第二子「1」・第三子「1」

②第一子・第二子・第三子（多胎：2年）・第四子（5年）の場合

第一子「0.6」・第二子「0.6」・第三子「0.6」【（第一子「0」＋第二子「1」＋第三子「1」）÷ 3】・第四子「1」

※3「育児休業を終了した場合」とは、

- ・ 育児休業取得前に放課後児童クラブを利用しており、利用を再度希望する場合。
- ・ 育児休業取得前に放課後児童健全育成事業の類似の事業（児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として事業を実施しない類似の事業）を利用しており、放課後児童クラブの利用を希望する場合。
- ・ 育児休業を取得しており、復帰する場合。

※4保護者に、複数該当者がいた場合も、加点は「1」点とする。

※5「障害がある児童」とは、第8章1障害児の定義に該当する者をいう。

4 合計指数を基にした順位の付け方

- ・ 「基本指数」と「調整指数」の合計指数が高い児童から順に入所を決定する。
- ・ 合計指数が複数の児童で同じ場合は、下記の順位とする。
 - ①学年の低い順
 - ③基本指数の高い順
 - ④総合的判断

【指数換算例】

◎世帯の状況

両親と児童の3人世帯（他の成人同居なし）

父：月20日勤務 18時終業 通勤時間30分

母：月18日勤務 17時終業 通勤時間45分

児：特別支援クラス 2年生

◎基本指数（母の方が指数が低いため、母で換算）

A勤務日数「9」 + B終業＋通勤時間「9」 = 18

◎調整指数

学年 「8」 + 在宅の親族「1」 + 児童「5」 = 14

◎合計

基本指数「18」 + 調整指数「14」 = 32